

茨木市立図書館における北摂地区7市3町による公立図書館広域利用実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、北摂地区7市3町による公立図書館広域利用実施要綱（平成29年7月1日施行）に基づく豊中市、池田市、吹田市、高槻市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町及び能勢町（以下「関係市町」という。）に居住する者に対する図書（雑誌を含む。以下同じ）の個人貸出し（以下「広域利用」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2 広域利用をすることができる者は、関係市町に居住する個人とする。

(利用カードの交付)

第3 広域利用をしようとする者は、茨木市立図書館（移動図書館を除く。）において、茨木市立図書館条例施行規則（平成4年茨木市教育委員会規則第3号）第5条第1項に規定する利用カード（第3において「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。

2 利用カードの交付については、茨木市立図書館資料の個人貸出しに関する要綱（平成22年4月1日実施。次項において「個人貸出し要綱」という。）第2から第7までの規定を準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、既に個人貸出し要綱に基づき利用カードの交付を受けている者であって本市に居住する者又は本市に通勤若しくは通学する者（以下この項において「一般利用者」という。）でなくなり、かつ、第1項の規定による利用カードの交付を受けようとするとき及び広域利用をする者（以下「広域利用者」という。）でなくなり、かつ、一般利用者として個人貸出し要綱に基づく利用カードの交付を受けようとする者は、個人貸出し要綱第7の規定による再発行の届出をするものとする。

(図書の貸出冊数及び貸出期間)

第4 図書の貸出冊数は、未返納の図書を含め中央図書館、分館及び分室を合わせて5冊以内とし、貸出期間は、15日以内とする。ただし、分室の図書の貸出期間は14日以内とする。

(図書の貸出方法)

第5 図書の貸出方法は、来館によるものとする。

(図書の予約)

第6 広域利用者は、図書の予約はできないものとする。

(図書の貸出停止)

第7 広域利用者が返納期日までに図書を返納しなかった場合の図書の貸出しの停止については、茨木市立図書館資料の個人貸出しに関する要綱第10の規定を準用する。

(図書の貸出期間の延長)

第8 広域利用者が、借り受けている図書の貸出期間を延長したいときは、館長にその旨の申出をしなければならない。ただし、貸出期間の延長の申出ができる期間は、当該借り受けた図書の貸出期間内とする。

2 貸出期間の延長は、当該借り受けている図書につき1回限りとし、その期間は延長の申出をした日から15日を限度とする。ただし、分室の図書の貸出期間の延長は、延長の申出をした日から14日を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、他の利用者が当該図書に借受の予約をしていたときは、延長することができない。

(インターネット等サービス)

第9 広域利用者は、インターネット及び館内検索端末を利用して図書の利用者本人の貸出状況の照会及び貸出期間の延長をするサービス(次項において「インターネット等サービス」という。)を利用することができる。

2 広域利用者のインターネット等サービスの利用については、茨木市立図書館資料インターネット等サービス実施に関する要綱(平成17年4月1日実施)第4から第10までの規定を準用する。

(貸出しできない図書)

第10 館長は、次に掲げる図書については、館外貸出を行わない。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 資料的に貴重な図書
- (2) 各種辞書又は事典の類で、館長が館外貸出禁止と指定した図書
- (3) 新聞、官報、その他公報の類
- (4) その他特に館内閲覧用として館長が指定した図書

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年7月1日から実施する。

(準備行為)

- 2 この要綱の実施前に準備行為として行ったこの要綱の第3に規定する利用カードの交付その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。